院内における迷惑行為等の禁止について

当院では、患者さん・ご家族の皆さまに安心して診療を受けていただくとともに、職員が安全に業務を行える環境を確保するため、院内における以下の行為を禁止しています。また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）」に規定するカスタマーハラスメントに該当する行為も禁止します。

■ 禁止している行為

- 職員または他の患者等への暴言・大声・暴力を伴う威嚇的な言動
- 職員または他の患者等へのわいせつ行為・セクシュアルハラスメント
- 長時間にわたる執拗な要求や同じ内容の発言を繰り返す行為（揚げ足取り、執拗な責め立てを含む）
- 職員または他の患者等に対する強要・脅迫行為（土下座要求等、過度な謝罪要求等を含む）
- 許可なく撮影・録音を行う行為（携帯電話・スマートフォン等を含む）
- 許可なく撮影・録音した内容をSNS等のインターネット上に公開する行為
- 当院への悪評をSNS等のインターネット上に公開することをほのめかす行為
- 職員への業務と無関係な声掛けやつきまとい行為
- 正当な理由なく職員の指示に従わない行為（敷地内での喫煙・飲酒を含む）
- 院内の建物・設備・機器などを汚損・破損する行為
- 許可なく長時間にわたり院内に滞在する行為
- 他の患者等の療養に支障となる行為（イヤホンなしで音楽を流す等、騒音を与える行為を含む）
- 過剰な香水等、においによって他の方の体調に影響を及ぼしかねない行為
- 勧誘行為や無断での院内及び敷地内での掲示行為
- その他、社会通念上許容される範囲を超え、他の患者等の療養環境や職員の就業環境が害されると判断される言動

■ このような行為があった場合

当院では、状況に応じて注意・警告等を行います。

改善が認められない場合や、悪質または著しい行為があった場合には、診療の継続が困難となる場合があります。

また、暴力、脅迫、危険物の持込み、器物損壊等、犯罪に該当する可能性のある行為については、警察への通報等、必要な対応を行う場合があります。

患者さん・ご家族の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年10月　東海中央病院 病院長